

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令要綱

第一 内閣府本府組織令の一部改正（第一条関係）

- 一 大臣官房に独立公文書管理監一人を置くこと。
- 二 本府に置く参事官の定数を四十六人とすること。

第二 行政機関職員定員令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正（第二条及び第三条関係）

内閣府の定員を二十人増員すること。

第三 施行期日（附則関係）

この政令は平成二十六年十二月十日から施行すること。